

## 蕨市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成25年2月12日要綱第2号

(趣旨)

第1条 蕨市市民参画と協働を推進する条例（平成24年蕨市条例第19号。以下「条例」という。）

第8条第1項の規定に基づく審議会等の会議（以下「会議」という。）の公開については、別に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(会議公開の原則)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 蕨市情報公開条例（平成19年蕨市条例第35号）第7条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当する事項について調停、審査、諮問、調査等をする場合
- (2) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- (3) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

(会議の公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定により、審議会等が行うものとする。

2 審議会等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 会議を公開で開催することを予定するときは、次に掲げる事項を当該会議開催日の7日前までに公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員
- (6) 傍聴の手続

- (7) 問合せ先
- (8) その他事前公表が可能な事項

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) ホームページへの掲載
  - (2) 市が指定する場所での閲覧
- (会議の公開の方法)

第6条 会議の公開は、審議会等が会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(会議の傍聴)

第7条 審議会等は、傍聴者の定員を定めることができる。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法とすることができる。
- 3 審議会等は、傍聴を認めるに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- 4 傍聴者は、審議会等の長の指示に従うとともに、前項の遵守事項等を守り、静穏に傍聴しなければならない。
- 5 審議会等は、当該会議に付する会議資料（非公開情報を除く。）を傍聴者が閲覧できるよう努めなければならない。

(会議録の作成)

第8条 審議会等は、会議終了後、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別
- (6) 非公開の場合の理由
- (7) 出席者氏名
- (8) 会議の内容
- (9) その他必要事項

2 会議録は、審議会等が特に詳細な会議の内容の記録が必要であると判断した場合を除き、要約

した会議の内容を記録したものとするができる。

（会議録等の公表）

第9条 審議会等は、前条の規定により作成した会議録のうち、公開された会議の会議録については、次に掲げる方法により公表するものとする。

（1） ホームページへの掲載

（2） 市が指定する場所での閲覧

2 審議会等は、前項の規定により公表する会議録に、会議資料を添付するよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。